

伊達市社会福祉法人指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する社会福祉法人に対する指導監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象法人)

第2条 指導監査の対象法人は、法第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）のうち、法第30条第1項の規定により、伊達市が所轄庁となる法人とする。

(監査方針等)

第3条 市長は、国及び県の処理基準及び指導監査指針を踏まえ、当該年度の法人に対する指導監査方針及び重点指導事項（以下「指導監査方針等」という。）を策定するものとする。

(実施計画)

第4条 市長は、当該年度の指導監査方針等に基づき、指導監査を開始する時までに指導監査実施計画を策定するものとする。

(実施機関及び指導監査職員の指名)

第5条 指導監査の実施機関は、健康福祉部社会福祉課とし、社会福祉課長が指名する者を指導監査職員とする。

2 市長は、前項の規定により指名された指導監査職員に対し、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第7条に規定する立入検査証（様式第1号）を交付するものとする。

(監査の種類)

第6条 法人に対する監査は、一般監査又は特別監査とする。

(監査の実施回数)

第7条 一般監査は、原則として3年に1回、実地により実施する。ただし、会計監査等が実施されている法人にあっては、社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）に準じて取り扱うものとする。

2 新たに設立した法人については、当該法人の設立後速やかに実地により実施する。

(監査の方法等)

第8条 一般監査は、通常監査又は確認監査によるものとし、その方法は次のとおりとする。

(1) 通常監査

ア 法人代表者等に対して社会福祉法指導監査実施通知書（様式第2号）により事前に通知を行い、法人の管理運営状況全般を対象として実施する。
ただし、事前に通知することにより適切な入所者の処遇の確保、運営管理体制の確立及び適切な職員処遇の確保等監査の目的が十分に達せられないおそれがある場合にあっては、これによらず通常監査の開始時に文書を提示するなどの方法により実施することができるものとする。

イ 通常監査の日数は、原則として1日とする。

ウ 通常監査は、原則として2名以上の指導監査職員をもって編成する監査班（以下「監査班」という。）が実施するものとし、そのうち1名は、原則として係長相当職以上の職にある者を指名するものとする。

エ 通常監査の資料は、実施機関が指定する日までに提出するよう法人代表者等に求めるものとする。

オ 通常監査の実施に当たっては、法人の監事の立会いを求めるものとする。

カ 監査班の職員のうち上席者（以下「上席者」という。）は、法人の現状及び前回監査の指摘事項に対する改善状況その他の改善事項について、法人代表者等に説明を求めるものとする。

キ 上席者は、監査終了後、関係役職員の出席を求め、講評及び必要な指示を行うものとする。

(2) 確認監査

ア 法人代表者等に対して事前に通知を行い、法人に対する監査指摘事項の改善状況を対象として実施する。

イ 確認監査の方法については、前号の通常監査に準じて実施するものとする。

（一般監査結果の復命）

第9条 指導監査職員は、監査実施後速やかに、社会福祉法人指導監査に係る講評時における指示及び指摘事項（様式第3号）を添付して市長に復命しなければならない。

（一般監査結果の通知、改善指導等）

第10条 市長は、一般監査を実施したときは、指導監査基準に定める項目ごとに評価を行い、社会福祉法人指導監査結果通知書（様式第4号。以下「指導監査結果通知書」という。）により、一般監査を実施した日からおおむね30日以内に、法人代表者に対し通知するものとする。

2 前項の通知において、是正又は改善を要する事項があるときは、社会福祉法人指導監査に係る是正又は改善を要する事項調書（様式第5号。以下「要是正

又は改善事項調書」という。)を添付して通知し、所要の措置を命ずるものとする。

- 3 前項に規定する是正又は改善事項調書に対する措置の状況については、法人代表者に対し期限を定めて、社会福祉法人指導監査に係る是正又は改善結果報告書(様式第6号。以下「是正又は改善結果報告書」という。)により報告を命ずるものとする。
- 4 法人代表者は、指導監査結果通知書において指摘を受けた是正又は改善を要する事項について、当該法人の評議員会及び理事会に報告し、当該指摘事項に対する所要の措置について理事会等で検討しなければならない。
- 5 法人代表者は、理事会等で検討した所要の措置を実施するとともに、当該措置の状況について、指導監査結果通知書が到達した日からおおむね60日以内に、是正又は改善結果報告書により、市長に報告しなければならない。
- 6 是正又は改善結果報告書には、所要の措置を検討した理事会等の議事録の写し、是正又は改善の結果が確認できる書面等、市長が必要と認めた書類を添付するものとする。

(特別監査の実施)

第11条 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時、実地により実施するものとする。

(特別監査の方法等)

第12条 特別監査の方法は、第8条の規定に準じて実施するものとする。この場合において、市長は、特別監査を実施する上で必要があると認めるときは、特別監査対象事業の所管課長が指名する職員を指導監査職員として監査班に加えるものとする。

(特別監査結果の通知及び報告)

第13条 特別監査結果の通知及び報告については、第10条の規定に準じて行うものとする。

(特別監査後の措置)

第14条 特別監査の指摘事項について、改善が図られない場合は、個々の内容に応じ、社会福祉法第56条の規定により改善命令その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県への報告)

第15条 市長は、実施機関が実施した監査の取りまとめ結果について県に報告することができるものとする。

(監査結果等の公表)

第16条 市長は、指導監査の結果等(伊達市情報公開条例(平成18年伊達市条例第14号)第7条各号に規定する不開示情報を除く。)の公表については、伊達

市ホームページに掲載する等の方法により行うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

(表)

1 本証は、社会福祉法人の業務及び財産の状況の検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。 2 本証は、関係人の請求があったときは、何時でもこれを呈示しなければならない。 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 4 本証の有効期間は、交付の日から1年とする。	立入検査証 (法第56条第1項関係)
---	----------------------------------

(裏)

第 号 年 月 日交付 印 所属 職・氏名 年 月 日生 伊達市長 印	社会福祉法(抄) 第56条 厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。
--	--

備考

この様式は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線において二つ折とする。

様式第 2 号（第 8 条関係）

社会福祉法人指導監査実施通知書

第 号
年 月 日

社会福祉法人
理事長（会長） 様

伊達市長

年度社会福祉法人指導監査について、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、次のとおり実施しますので、伊達市社会福祉法人指導監査実施要綱第8条の規定により通知します。

なお、別に指定する指導監査事前提出資料は、指導監査実施日の14日前までに提出してください。

- 1 指導監査の根拠規定
- 2 指導監査の対象期間
- 3 指導監査の実施日時
- 4 指導監査の担当職員数
- 5 準備すべき書類
- 6 その他

様式第 3 号（第 9 条関係）

社会福祉法人指導監査に係る講評時における指示及び指摘事項

社会福祉法人名称			
指導監査年月日		年 月 日	
指導 監査 職員	所属		
	職名		
	氏名		
事例		内容	根拠

様式第 4 号（第10条関係）

社会福祉法人指導監査結果通知書

第 号
年 月 日

社会福祉法人
理事長（会長） 様

伊達市長

年度社会福祉法人指導監査の結果について

先に実施した社会福祉法人指導監査の結果について、伊達市社会福祉法人指導監査実施要綱第10条の規定により、次のとおり通知します。

なお、是正又は改善を要する事項については、 年 月 日までに社会福祉法人指導監査に係る是正又は改善結果報告書によりに所要の措置の結果を報告してください。

- 1 指導監査の種類
- 2 指導監査の対象期間
- 3 指導監査の実施日時 年 月 日 時～ 時
- 4 指導監査職員
- 5 是正又は改善を要する事項

様式第 5 号（第10条関係）

社会福祉法人指導監査に係る是正又は改善を要する事項調書

社会福祉法人名称		
指導監査年月日		年 月 日
指導 監査 職員	所属	
	職名	
	氏名	
事項		内容

様式第 6 号（第10条関係）

社会福祉法人指導監査に係る是正又は改善結果報告書

年 月 日

伊達市長

社会福祉法人
理事長（会長）

社会福祉法人指導監査の結果、指摘のあった是正又は改善を要する事項について、次のとおり措置の結果を報告いたします。

指導監査の種類	
指導監査の対象期間	
指導監査年月日	年 月 日
指摘事項	措置の状況